

「令和7年クールワークキャンペーン実施要綱」における
熱中症対策の強化に関する記載箇所
(同実施要綱の事項番号、項目等(ページ箇所含む)のうち該当部分を記載)

- 1 趣旨 (下から7行目から5行目 p.1)
 - ②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと

- 10 各事業場における詳細な実施事項
 - (1) 準備期間中に実施すべき事項
 - イ 作業計画の策定等 (最後の段落 p.3)

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した連絡等の体制と、必要な措置の実施手順を定め、関係労働者に周知する。
 - ク 緊急時の対応の事前確認等 (p.5)

事業場ごとに、あらかじめ、労働者の体調不良時に搬送を行う医療機関の連絡先や所在地や緊急時の必要な措置の実施手順を作成し、朝礼場所や休憩場等の労働者が見やすい場所への掲示やメールでの送付等により周知する。
 - (2) キャンペーン期間中に実施すべき事項
 - キ 異常時の措置 (中ほどの記述 p.8)

なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても躊躇わずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行う。なお、判断に迷う場合は、#7119等を活用することも有効である。
 - ク 熱中症予防管理者等の業務 (p.9)

(カ)熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。
 - (3) 重点取組期間中に実施すべき事項
 - オ 異常時の措置 (p.9)

(2)のクの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、#7119等を活用することも有効である。